主 本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中九〇日を刑期に算入する。

里 由

弁護人穐山定登の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、 ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第二点(事実誤認)について。

所論は原判示第五の事実の被害者〇〇〇〇〇は被告人と性交を行う以前に完全に 覚醒していて、唯、部屋の暗さ、被告人の声が夫のそれに似ていた等のため、夫と 間違つて関係を結んだに過ぎないのであつて当時被害者は刑法にいわゆる抗拒不能 の状態にあつたものではないから、これに対し準強姦の認定をしたのは事実の認定 を誤つたものであると言うにある。

歴眠よりさめ切らない、もうろうたる半睡半醒の精神状態が被告人を自己の夫と思い誤った主たる原因であったことは否み難い事実であると認め得られる。 〈要旨〉しかして当初より犯人に婦女を強姦する意思があり、しかも被害者が前叙の如き精神状態によって陥った重大〈/要旨〉な錯誤(自己の夫と間違えると云う)に乗じ犯人が其の婦女を姦淫した以上右性交の当時或はその直前には被害者が睡眠より完全に覚醒していたとしても、なお被害者が犯人を自己の夫と誤認している状態の継続する限り右は刑法第一七八条にいわゆる抗拒不能に乗じて婦女を姦淫したものと解するを妨げないものと謂うべきであるから原判決には所論のような事実誤認は存しない。論旨は理由がない。

論旨第一点(量刑不当)について

よって所論に鑑み記録並に証拠を検討するに、成程原審の鑑定人Aの被告人に対する精神鑑定の結果によると被告人の知能は低く常識も尋常ではない点も見受心れないでもないがさればと云つて右鑑定によるも未だ以て到底刑法にいわゆる心を表現者でないことは勿論事理の是非善悪の識別困難な精神状態とも見られざるのみならず却つて被告人が本件各強姦又は之に類する犯行を行うに際りその発覚或は亡に備えて常に現場に自転車を携行し或は土足の儘部屋に侵入していることをの改善を開発することにつきその母の了解を得たが如く装い詐欺的手段を弄していること等を綜合すると被告人の精神状態は必ずしも所論の如き薄弱のものとい難く寧ろ通常人に決して劣らない智能を有する点もあることが認められるから被告人の精神状態を前提とする論旨は認め難い。

しかして被告人の本件各犯行の動機態様殊にその回数その他記録に現われた諸般 の情状を綜合すると弁護人所論の被告人に有利の事情の総てを参酌するもなお原審 の科刑はやむを得ないものと謂うの外はないから論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条、刑法第二一条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 柴原八一 裁判官 林歓一 裁判官 牛尾守三)